

## 北上スタイルのデジタル変革

北上市の変革を分かりやすくお伝えするコーナー

### 地域保健を推進する 北上スタイルの取り組みの原点とは？

北上スタイルのデジタル変革に良いニュースが飛び込んできました！

当コーナーでご紹介した北上市の保健師\*管理栄養士チームの取り組み3件が、「チヨダ地域保健推進賞」を受賞しました。同賞は、全国各地の保健師が地域保健の推進に成果を上げている活動を(一)千代田健康開発事業団が顕彰するものです。

今回評価されたデジタル変革の取り組みの原点は、昨年4月にさかのぼります。当時、子育て支援の仕事は、窓口対応と電話、手書き申請書のデータ入力や転記作業などが当たり前でした。それから半年、相談や届け出の受け付けに予約制を取り入れ、市のSNSを利用したオンライン申し込みや受け付けを開始すると日々の仕事に変化してきました。利用者が増加し満足度もアップ。離乳食教室や子宮頸がん検診の潜在的な市民ニーズに短期間でお応えできるように変化し続けています。

\*保健師は、疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域の看護職です。

#### ～チヨダ地域保健推進賞～

- 受賞したのは次の三つの取り組みです。詳しい内容は、広報きたかみの各号をご覧ください。
- ◇母子保健相談減少を食い止める(6月号)
- ◇お子さん連れOK! 子宮頸がん検診(8月号)
- ◇離乳食支援の階段(11月号)



本号で同コーナーは最終回ですが、「北上スタイルのデジタル変革」は、まだまだ続きます。

より再計算しました。平成3～5年度分も提出書類をもとに再計算をします。計算方法を是正したことにより当該年度の評価額が減額となる人が生じます。下記(計算例)では、評価額が減額と見直した場合の計算例を示しています。この場合、減額分の税額相当額に利息相当額を合わせて、対象者に補てん金として支払います。詳しくは、対象者へお知らせします。

このたびの固定資産税評価額の見直しに当たり、多くの皆さまにご迷惑をおかけしていますことを深くお詫言ひ申し上げます。

固定資産税の課税業務は、今後とも一層正確な事務の執行に努めてまいります。引き続き、税に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

### ■木造家屋経年減点補正率基準表(平成15年度)(表D) 1専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

※固定資産評価基準別表第9から抜粋

①		②		③		④	
45,000点未満		45,000点以上 72,000点未満		72,000点以上 112,000点未満		112,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						34	0.22
						35以上	0.20

各区分により補正率が最低水準となる期間が異なります

#### 昭和63年に建築された専用住宅の平成15年度評価額(計算例)

【各種要件】  
(A)1㎡当たり再建築費評価点 70,000点 (C)積雪寒冷地補正率 0.77  
(D)一点単価 0.94 (E)床面積 120㎡

【市の計算方法】  
経年減点補正率(B)は、一律に区分③を適用し、経過年数15年により0.43  
(A)70,000×(B)0.43×(C)0.77×(D)0.94×(E)120=2,614,365円

【是正後の計算方法】  
経年減点補正率(B)は、区分②の経過年数15年により0.35  
(A)70,000×(B)0.35×(C)0.77×(D)0.94×(E)120=2,127,972円  
上記により、  
評価額 486,393円減額、税額相当額 6,809円減額(補てん金)  
(H3～H23固定資産税率:1.4%)

### ■課税年度別の評価額計算方法(表A)

課税年度	家屋が建築された時期(年)	
	H20年以前	H21年以降
H3～H23	市の計算方法 →是正※1	是正後の 計算方法※2
H24～H28	是正後の 計算方法※4	
H29～R2	是正後の 計算方法※3	
R3～		

税、納付データを保有する平成6～23年度課税分(表A※1)に是正後の計算方法を適用し、さかのぼって再計算(本ページ下段の★参照)を行いました。その結果、減額となる対象者は1万7553人(法人を含む)、金額

令和3年度から見直しを行っている平成20年以前に建てられた木造家屋の固定資産税評価額について、本年度は平成3～23年度課税分を対象とした見直しを行いましたので詳細をお知らせします。

■問い合わせ：資産税課資産調査室 64-2111 内線 3159・3160

平成23年度以前課税分の取り扱い  
①平成6～23年度課税分の扱い

②平成3～5年度課税分の扱い  
当市では5年度以前分の課税、納付データが現存していないため、該当年度の課税、納付状況が確認できる書類(表C)を当該課税に提示してください。減額となる場合は補てん金をお支払いします。対象家屋は旧北上市の家屋です。旧和賀町、旧江釣子村の家屋は是正後の計算方法を適用しているため、対象外です。

### ■平成6～23年度課税分の再計算結果(表B)

対象者(人)	17,553
補てん金額(円)	
過払い額	403,412,570
利息相当額	410,813,200
合計	814,225,770

は8億1422万5770円(表B)です。

減額は過払い額とし、今回制定した補てん金要綱に基づき、利息相当額を加えた額を補てん金としてお支払いします。対象者には、補てん金決定通知書などを12月19日(火)に発送します。なお、対象者が死亡しているなど別途調査が必要となる場合は、1月以降の発送となる場合があります。また、今回の再計算による追徴は行いません。

③平成3～5年度課税分の再計算結果(表B)  
このままの経緯  
平成3年の三市町村合併時の申し合わせに基づき、23年まで運用していた市の評価額計算方法(市の計算方法)が、総務省の示す評価額計算方法は是正後の計算方法と一部不適合があるため、24年には是正措置を行い、21年以降の建築分には是正後の計算方法を適用しました(表A※2)。

その後、市議会が20年以前の建築分にも是正後の計算方法を適用すべきとの議論がなされたほか、技術的課題にも対応できるようになったことから、令和3年度に20年以前の建築分にも是正措置を上げ、29年度課税分までさかのぼって適用(表A※3)。昨年度は24～28年度課税分に適用し(表A※4)、対象者に還付などを行いました。

個人情報保護の観点から、個別の評価額などについての問い合わせは、電話ではお答えできません。本人確認書類を持参の上、窓口にお越しください。

### ■平成3～5年度課税分の評価額の再計算に必要な書類(表C)

必要書類	必要書類
課税状況(納税義務者及び物件内容)を確認できる書類	固定資産税名寄せ
納付状況を確認できる書類	固定資産税領収証書、預金通帳(口座振替の場合)、納税組合発行の領収証(組合に加入していた場合)のいずれか一つ

【評価額計算方法を総務省基準と同一に】  
「これまでの経緯」とおり、当市の評価額の計算方法は2種類ありました。総務省基準の評価点別区分方法(D)と、総務省の計算方法と、評価点の違いに関わらず一つの評価点区分を律に適用する方法(例えば、専用住宅の場合は表D※3)です。

今回、平成6～23年度課税分の評価額の計算方法を是正し、総務省基準に

【経年減点補正率とは】  
経年減点補正率とは、家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を表したものです。

家屋の種類ごとに固定資産税評価基準別表第9(表D)に基づき、1㎡当たりの再建築費評価点によって適用される区分が決まっております。専用住宅の場合、表Dに示すとおり①～④の4区分に分かれています。

経年減点補正率は年数の経過により次第に低下し、評価点の高いものは低下までの期間が長く、評価点の低いものは期間が短くなります。

【家庭評価額の計算方法】  
木造家屋の評価額は、総務省が示す固定資産評価基準に従って、下記の計算式で求めます。今回は是正を行ったのは「(B)経年減点補正率」の取り扱いです。

(A)1㎡当たり再建築費評価点×(B)経年減点補正率×(C)積雪寒冷地補正率×(D)1点単価×(E)床面積=評価額